特定農林水産物等登録簿

村 足 辰 怀 小 连 物 寺 笠 越 海				
登録番号	第 93	号	登録年月日	令和2年3月30日(2020年3月30日)
申請番号	第 19	8 号	申請年月日	平成 31 年 2 月 12 日 (2019 年 2 月 12 日)
特定農林水産物等の 区分		第一類 農産物類 果実類(いちじく)		
特定農林水産物等の 名称		犬竹いちじく、Otake Ichijiku		
特定農林水産物等の 生産地		秋田県にかほ市		
特性	(物等の	い皮等個 るでにズにれ 煮理ど ソ竹い地 ロちをがず生産の安ン出てま崩やが「一いる域さー	じ付おつ産地実定を苛いたれ葉評大スちまのらズくけき計のものし通さる、し子価竹なじか特にンでたな量過あ固てしれ。実ななさいどく、産、いあまいし程るい出てる「需いどれち様」に品収ちるまよ、でが期荷安他「者適幅てじ々をかと穫じ。食うサ、、間で定産」に度広いくな庚ほしずく	」は、秋田県にから、大田県にから、東京、大田県になら、東京、大田県になら、東京、大田県になら、東京、大田県で生産が出来る。東京、大田県では、大田県では、大田県では、大田県では、大田県ででは、大田県ででは、大田県ででは、大田県ででは、大田県ででは、大田ででは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田ののでは、大田のでは、大田ののでは、、大田ののでは、、、大田のののでは、大田ののでは、大田ののでは、、は、田ののでは、は、、は、田ののでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
特定農林水産生産の方法	物等の	(1) 「2) (2) 同実 (3) い。 (4)	品種 ハル	の生産方法は以下のとおりである。 ク」又は同等の特性を持つ品種を用いる。 にかほ市)において「ブルンスウィック」又は 品種を用いて栽培する。 収穫、サイズ別に分け出荷する。 ・過熟の影響により変質した果実は出荷しな ての形態 の最終製品としての形態は、青果(いちじく)

特定農林水産物等の 主として帰せられる ものであることの理 由

秋田県中央以南地域では、古くから屋敷内で自給栽培された未 特性がその生産地に|成熟果のいちじくを、冬場の保存食として甘露煮にする文化が根 付いていた。

> 秋田県沿岸南部に位置するにかほ市は、県内では積雪が少な く、平均気温や冬の最低気温が高い気候をいかし、寒さに弱いい ちじくの中でも耐寒性に優れているブルンスウィックを採用し、 加工用いちじくの地域需要に応えることにより、「大竹いちじく」 の産地形成を目指した。

> 生産者、生産者団体、行政、加工業者等関係機関が連携し、煮 崩れしない加工用いちじくとしての品質を保つため、栽培技術を 向上し生産拡大を図るとともに、サイズ別選別を徹底して行い、 販路を拡大してきた。

> その結果、「大竹いちじく」は平成 29 年に秋田県卸売市場で 取引されたブルンスウィックのうち、9割以上を占める産地とな った。

特定農林水産物等が その生産地において 生産されてきた実績

昭和10年頃に秋田県旧金浦町大竹地区を中心にいちじくが栽 培されたといわれている。

昭和50年、減反政策を機に大竹地区に適した農産物としてい ちじくの増産が始まり、昭和53年大竹地区の鳥海山の噴火で石 が多かった土地に、重機で石を取り除き、いちじく団地約 4ha を造成、翌年から本格的な栽培を開始した。

昭和60年、本荘農業改良普及所のいちじく栽培暦では、ブル ンスウィックを基幹とすることや、栽培方法の技術的指導につ いての記載があり、少なくともこの時期にはブルンスウィック の栽培や栽培技術向上の取組が行われていたことが確認でき

栽培盛期である平成 9 年には作付面積約 11 ha まで拡大した が、平成16年に、カミキリムシ類による樹の枯死、高速道路横 断による栽培団地の分断により、栽培面積約5 haまで衰退。そ の後、生産者の努力により少しずつ回復、平成 26 年に約 11ha まで回復し、平成29年には栽培面積約16haまで再興した。

「大竹いちじく」の品質を保つため、秋田しんせい農業協同 組合を中心に3月に剪定講習会、6月には芽かき講習会、9月に は出荷目ぞろえ講習会を開催し、出荷の際には、1個ずつ電子秤 で計量し、出荷規格を統一している。

規則第5条第2項各 号に掲げる事項

法第13条第1項第4号ロの該当の有無:該当しない

商標権者の氏名又は名称:一

登録商標:一

指定商品又は指定役務: -

商標登録の登録番号:一

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日(当該商標権の 存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更 新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。)

専用使用権者の氏名又は名称:-

商標権者等の承諾の年月日:一

登録生産者団体の名 称及び住所並びに代

大竹いちじくの会

秋田県にかほ市大竹字下後24

表者の氏名

会長 須藤 秀昭

備考

1 [特定農林水産物等の生産の方法]

受付年月日:令和3年11月16日(2021年11月16日)

原因発生日:令和3年11月16日(2021年11月16日)

変更登録年月日:令和4年3月31日(2022年3月31日)

(変更前)

「大竹いちじく」の生産方法は以下のとおりである。

(1)品種

「ホワイトゼノア」を用いる。

(2) 栽培方法

生産地(秋田県にかほ市)において「ホワイトゼノア」を用いて栽培する。

実が固い状態で収穫、サイズ別に分け出荷する。

[以下略]

(変更後)

「大竹いちじく」の生産方法は以下のとおりである。

(1)品種

「ブルンスウィック」又は同等の特性を持つ品種を用いる。

(2) 栽培方法

生産地 (秋田県にかほ市) において「ブルンスウィック」又は同等の特性を持つ品種を用いて栽培する。

実が固い状態で収穫、サイズ別に分け出荷する。

[以下略]

2 [特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由]

受付年月日:令和3年11月16日(2021年11月16日)

原因発生日: 令和3年11月16日(2021年11月16日)

変更登録年月日: 令和4年3月31日(2022年3月31日)

(変更前)

[略]

秋田県沿岸南部に位置するにかほ市は、県内では積雪が少なく、平均気温や冬の最低気温が高い気候を生かし、寒さに弱いいちじくの中でも耐寒性に優れているホワイトゼノアを採用し、加工用いちじくの地域需要に応えることにより、「大竹いちじく」の産地形成を目指した。

生産者、生産者団体、行政、加工業者等関係機関が連携し、煮崩れしない加工用いちじくとしての品質を保つため、栽培技術を向上し生産拡大を図るとともに、サイズ別選別を徹底して行い、販路を拡大してきた。

その結果、「大竹いちじく」は平成29年に秋田県卸売市場で取引されたホワイトゼノアのうち、9割以上を占める産地となった。

(変更後)

「略〕

秋田県沿岸南部に位置するにかほ市は、県内では積雪が少なく、平均気温や冬の最低気温が高い気候を生かし、寒さに弱いいちじくの中でも耐寒性に優れているブルンスウィックを採用し、加工用いちじくの地域需要に応えることにより、「大竹いちじく」の産地形成を目指した。

生産者、生産者団体、行政、加工業者等関係機関が連携し、煮崩れしない加工用いちじくとしての品質を保つため、栽培技術を向上し生産拡大を図るとともに、サイズ別選別を徹底して行い、販路を拡大してきた。

その結果、「大竹いちじく」は平成29年に秋田県卸売市場で取引されたブルンスウィックのうち、9割以上を占める産地となった。

3 [特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績]

受付年月日:令和3年11月16日(2021年11月16日) 原因発生日:令和3年11月16日(2021年11月16日) 変更登録年月日:令和4年3月31日(2022年3月31日)

(変更前)

[略]

昭和60年、本荘農業改良普及所のいちじく栽培暦では、ホワイトゼノアを基幹とすることや、栽培方法の技術的指導についての記載があり、少なくともこの時期にはホワイトゼノアの栽培や栽培技術向上の取組が行われていたことが確認できる。 [以下略]

(変更後)

[略]

昭和60年、本荘農業改良普及所のいちじく栽培暦では、ブルンスウィックを基幹とすることや、栽培方法の技術的指導についての記載があり、少なくともこの時期にはブルンスウィックの栽培や栽培技術向上の取組が行われていたことが確認できる。

〔以下略〕